

一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
建設業者対象の専門家派遣事業実施要項

(目的)

第1条 様々な経営課題（経営、資金、人材、情報化等）の解決に取り組む県内建設業者（以下「建設業者」という。）に対して、民間の専門家を派遣し、適切な診断・助言を行うことにより、経営課題の解決を図り、建設業者の成長と発展を促進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 経営の向上を図る建設業者に対し、各支援機関に登録した専門家及び本会会員の中小企業診断士専門家等の派遣を行う。

(専門家派遣企業の選定)

第3条 診断助言を希望する建設業者は、一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会(以下「本会」という。)に専門家派遣申請書(様式1)を提出しなければならない。

- 2 本会は、建設業者から提出された専門家派遣申請書等の内容を検討し、対象企業及び専門家を選定する。
- 3 選定された建設業者は、本会からの承認書を受領後、専門家派遣実施計画書(様式2)を作成し、本会に提出するものとする。
- 4 専門家は、専門家派遣実施計画書の下、効果的な診断・助言を行うものとする。
- 5 1回の専門家派遣にかかる診断・助言時間は、3時間程度とし、利用できる専門家の派遣回数は当該年度当たり、2回程度とする。

(専門家の守秘義務)

第4条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た建設企業の秘密を遵守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

(専門家謝金)

第5条 専門家の謝金は、1回の派遣につき37,500円（消費税等を除く）とする。

- 2 専門家謝金の全額を本会の負担とする。

(専門家旅費)

第6条 専門家の旅費は、本会の旅費規程に準じて支給する。ただし、本島内移動における旅費は支給の対象としない。

(報告書の提出)

第7条 専門家及び専門家の派遣を受けた建設業者及び専門家は、専門家派遣終了後、実施報告書(様式3)及び業務報告書(様式4)を速やかに本会に提出するものとする。

(事務評価)

第8条 本会は一定期間経過後に対象建設業者に対してアンケート調査やヒアリング等を行うことにより、事業効果を把握するとともに必要に応じてフォローアップを行う。

附 則

- 1 この要項は、令和元年6月1日から施行する。

様式一覧

- 1 専門家派遣申請書（様式1）
- 2 専門家派遣実施計画書（様式2）
- 3 専門家派遣実施報告書（様式3）
- 4 専門家派遣業務報告書（様式4）
- 5 専門家の登録申込書